

神戸市交通遺児福祉制度

1 対象者

下記の神戸市交通遺児福祉制度(以下、「制度」という。)を利用することができる者は、次の各号の条件を全て満たしている者に限ります。

- (1) 神戸市内在住の幼児(小学校就学1年前)、児童、生徒(中学生)であること。
- (2) 父、母またはこれらに準ずる者が、交通事故により死亡又は身体等に著しい後遺障害を有することとなったものであること。
- (3) 経済的理由により、就学が困難なものであること(所得基準があります)。
 ※ この制度で交通事故とは、車両、船舶、航空機による事故をいう。
 ※ 著しい障害とは、身体障害者福祉法第1級～4級程度をいう。

2 制度の内容

(1) 神戸市交通遺児奨学金

交通遺児が就学するのに際し、奨学金を支給し、保護者の負担を軽減する。

支給区分	幼 児	小 学 生	中 学 生
支給額(月額)	3,700円	4,200円	4,900円

(2) 申請方法

制 度 名	必 要 書 類	申請時期
神戸市交通遺児奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書 1通 ・口座振替依頼書 1通 (通帳のコピー 1通) ・交通事故証明書 1通 ・所得証明書 1通 ・戸籍謄本等 1通 (事故者との続柄が分かるもの) 	随 時

- ※ 申請書類は、危機管理室地域安全推進担当までご請求ください。
- ※ 交通事故証明書は、自動車安全運転センター(TEL351-7882)で発行しています。
- ※ 申請については、学校(園)長の在籍証明が必要となります。

(3) その他

新規申請時の要件(上記1「対象者」の項目参照)や住所に変更等がありましたら異動届が必要となりますので、下記連絡先までご連絡ください。

3 神戸交通遺児をみまもる会

この会は、交通遺児家庭の福祉増進を図る目的で昭和47年6月に設立され、神戸市交通遺児奨学金の受給者等を対象に、交通遺児大学生への奨学金の貸与、幼稚園・小学校・中学校・高校卒業時の祝金支給などのほか、レクリエーション事業を適宜実施しています。

【連絡先】〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市危機管理室地域安全推進担当
 地域・交通安全係 古田・愛川
 電話 322-5171(直通) FAX 322-6031